

このケーブルテレビ月額使用料の減免申請を受け付けます

●お問い合わせ 情報デジタル推進課 ☎0973-76-3874

減免対象条件に該当する世帯（法人は対象外）は、このケーブルテレビの月額使用料1,100円が全額免除もしくは半額免除（550円）されます。

▶対象世帯 令和5年度住民税非課税世帯であること

住民税非課税世帯とは その世帯の全員に住民税が課税されていない世帯。未申告者が世帯にいる場合は対象外です。

令和5年度住民税非課税世帯で、下記の条件を満たす場合

●全額免除	●半額免除
①～③のいずれかの手帳保持者がいる世帯 ①療育手帳(A判定) ②精神障がい者保健福祉手帳(1級) ③身体障がい者手帳(1,2級)	④または⑤を満たす世帯 ④世帯員全員が75歳以上の世帯 ⑤下記のいずれかの手帳保持者がいる世帯 ・療育手帳(B判定) ・精神障がい者保健福祉手帳(2,3級) ・身体障がい者手帳(3～6級) ・戦傷病者手帳 ・被爆者健康手帳



▶減免期間 1年間（令和5年8月分～令和6年7月分）※減免の適用は申請をした月の翌月から

▶注意事項 審査の結果、減免にならない場合があります。あらかじめご承知ください。

▶申請方法 申請書を情報デジタル推進課まで提出してください。 （申請書は情報デジタル推進課（役場2階）窓口に設置しています）

活用されています！特定防衛施設周辺整備調整交付金

●お問い合わせ まちづくり推進課 ☎0973-76-3807

特定防衛施設周辺整備調整交付金とは、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、防衛施設周辺住民の生活環境や福祉等の向上のため国から交付される交付金です。本町は、日出生台演習場を抱えており、町全体が周辺地域と指定され、毎年交付されています。

●令和4年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の実績

令和4年度は、1億6,468万6千円が交付され、飯田小・南山田小グラウンド整備事業や金山集会所新築事業等に活用するとともに、子ども医療費助成事業の実施に向けた基金への積み増しを行い、住民福祉や生活環境の向上に役立てています。

（単位：千円）

事業名	事業費	左のうち交付金	事業内容等
消防ポンプ付積載車購入事業	26,180	26,100	車両総重量5t未満 1台
飯田小・南山田小グラウンド整備事業	77,341	77,300	グラウンド改修 (飯田) A = 4,300㎡ (南山田) A = 4,100㎡
金山集会所新築事業	30,251	30,200	新築工事 A = 110㎡
後野上集会所新築事業	2,794	2,700	実施設計 A = 135㎡予定
生竜集会所新築事業	2,530	2,500	実施設計 A = 99㎡予定
給食用備品整備事業	2,234	2,200	給食用食缶購入
給食運搬車購入事業	7,876	7,800	5速M/Tパートタイム4WD
特定防衛施設調整交付金事業	7,800	7,786	子ども医療費助成事業

※小平谷線道路改良事業（測量・設計委託）については、繰越事業として令和5年度に実施予定です。（事業費：8,107千円／交付金：8,100千円）

●基金事業（ソフト事業）にも活用! ▽令和4年度九重町における基金の活用実績（単位：円）

事業内容	事業費	前年度末残高	運用益	積立金	基金処分額	基金残高
園児送迎バス	12,086,712	9,890,462	197	0	6,000,000	3,890,659
集団検診事業	21,614,442	35,558,000	28,447	0	18,000,000	17,586,447
子ども医療費助成事業	19,046,452	14,016,800	11,213	7,800,000	11,000,000	30,200

「本人通知制度」を利用しませんか？

●お問い合わせ 住民課 ☎0973-76-3802

「本人通知制度」は、住民票の写しや戸籍謄抄本などを、本人の代理人や第三者に交付した時に、本人に対して交付の事実を通知する制度です。この制度は、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利の侵害を防止することを目的としています。通知を希望される人は、事前の登録申し込みが必要です。（※ただし、第三者への交付を差し止めるものではありません）

【登録できる人】

九重町に住民登録または本籍がある人
（除籍された人など、九重町の戸籍に記載されている人を含みます）
※同一世帯、同一戸籍であっても個人単位の申し込みとなります

【通知の対象となる証明書】

- ・住民票の写し（除票・改製原住民票を含む）
- ・住民票記載事項証明書（除票を含む）
- ・戸籍（除籍・改製原戸籍を含む）
- ・戸籍の附票（除附票・改製原附票を含む）

【通知する内容】

- ・証明書を交付した年月日
 - ・証明書の種別と枚数
 - ・交付請求者（「代理人」・「代理人以外」）の区別
- ※交付請求した「代理人」および「代理人以外」の氏名・住所は通知できません。

【受付場所】

- ・九重町役場住民課
- ・九重町隣保館
- ・九重文化センター
- ・各地区公民館



●登録に必要なもの

九重町本人通知制度事前登録申込書

各受付場所で配付しているほか、九重町役場ホームページからもダウンロードできます。

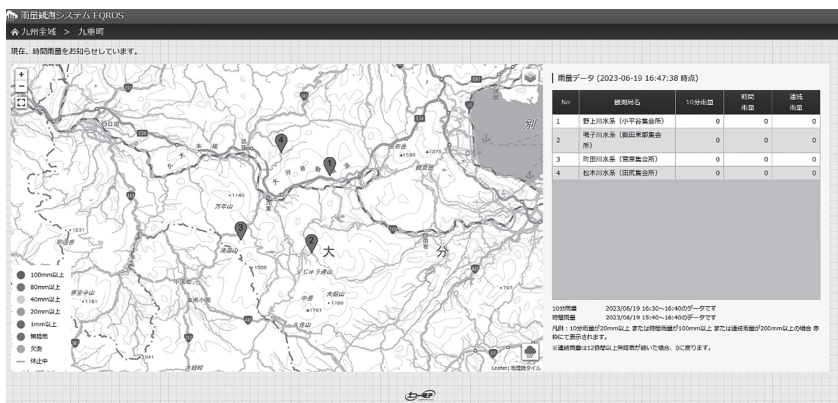
本人確認書類

マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート、在留カードなど。
未成年者は、親権者が申し込むことができますが、関係の分かる戸籍が必要です。
（本籍が九重町の場合、省略可）

九重町の雨量情報が確認できます

●お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎0973-76-3801

九重町では、近年、多発している水害などに備えるため雨量計を設置し、そのデータをホームページで公開しています。これらの観測データは、パソコンやスマートフォンで24時間いつでもリアルタイムに確認できます。大雨や台風接近時の避難の判断材料の一つとして、ご活用ください。右の二次元コードから雨量計の情報が確認できます。



雨量情報▶

設置場所

- 1 野上川水系（小平谷集会所）
- 2 鳴子川水系（飯田東部集会所）
- 3 町田川水系（菅原集会所）
- 4 松木川水系（田尻集会所）

※10分雨量が20mm以上、時間雨量が100mm以上、連続雨量が200mm以上いずれかの場合赤枠にて表示されます。

第73回“社会を明るくする運動”玖珠郡大会が開催されます

●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800

社会を明るくする運動とは？

すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、「#生きづらさを、生きていく。」をテーマに令和5年で73回目を迎えます。

7月は「社会を明るくする運動」の強化月間となっており、強化月間に合わせて全国一斉に運動が展開されます。玖珠郡においても玖珠郡大会を開催いたしますので、多くの方々の参加をお願い致します。

- ▶ **と き** 7月22日(土) 午後1時30分～
- ▶ **と ころ** くすまちメルサンホール 大ホール
- ▶ **内 容**
 - ・作文コンテスト入賞者発表
 - ・記念講演
 - ・ミニ刑務作業直売会の開催



後期高齢者医療広域連合より歯科口腔検診のお知らせ

●お問い合わせ 住民課 ☎0973-76-3802
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

大分県後期高齢者医療広域連合では、今年度76歳、78歳、81歳の誕生日を迎える後期高齢者医療の被保険者を対象に、肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防するため歯科口腔健診を実施します。口腔内の健康は、いきいきとした生活を送るためにも重要ですので健診を受けましょう。

- 対象者** 大分県後期高齢者医療の被保険者で今年度76歳、78歳、81歳の誕生日を迎える方
(対象者には、6月中に歯科口腔健診受診券・問診票、実施機関一覧を送付しています)
- 検査項目** 問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ状態、口腔内の状況、歯周組織の状況、飲み込み機能の状況
- 実施期間** 令和5年7月1日(土)から令和5年12月28日(木)まで
- 費用** **歯科口腔健診にかかる費用は1回のみ無料**
(健診にて治療が必要と診断された場合の治療費は自己負担)
- 実施機関** 大分県後期高齢者医療広域連合と契約する歯科医療機関 **※事前予約が必要**



▼健診時に持参するもの

被保険者証(カード)、歯科口腔健診受診券・問診票(A4用紙両面印刷)

(被保険者証や歯科口腔健診受診券・問診票を持参しないと受診できない場合がありますので、紛失した場合や送付されない場合は、広域連合までお問い合わせください)

国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

●お問い合わせ 【国民健康保険・後期高齢者医療】住民課 ☎0973-76-3802
【後期高齢者医療】大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

1 新しい被保険者証を送付します

現在お持ちの被保険者証は、7月末で有効期限が切れます。新しい被保険者証は7月中旬にお送りします。8月以降は新しい被保険者証をご使用ください。書留郵便での送付となりますので、ポスト投函ではなく対面での受け渡しとなります。郵便を受け取ることができなかった場合は、8月1日以降に本人確認書類（運転免許証等）を持って役場1階住民課までお越しください。

国民健康保険証

被保険者証は**朱色**で、
有効期限は令和6年7月31日です

後期高齢者医療

被保険者証は**水色**で、
有効期限は令和6年7月31日です

2 限度額適用認定証等の申請を受け付けます

外来や入院時に自己負担限度額を超えるような場合、「限度額適用認定証」もしくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費が限度額までの負担となります（「限度額適用・標準負担額減額認定証」については、入院時の食事代も減額されます）。

年齢	限度額証を作ることができる方	作る必要がない方
0歳～70歳未満の方	全員	
70歳以上の方、 後期高齢者医療保険加入者	非課税世帯の方、 現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ区分（課税 所得145万以上690万未満）の方	現役並み所得者Ⅲ区分（課税 所得690万以上）の方、 一般区分の方

- 8月1日から有効の「限度額適用認定証」等の申請は、8月1日以降にお願いします。
- 70歳以上の方は、限度額認定証が必要ない場合がありますので、事前にお問い合わせください。
- 後期高齢者医療被保険者の方で、現在「限度額適用認定証」か「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちで、令和5年度も該当する方には、7月中旬に新しい証を送付しますので、手続きの必要はありません。

3 非自発的失業者の保険料の減免について

非自発的に失業した方は、申請により保険料が減免される場合がありますので、お問い合わせください。



電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821
税務課 ☎0973-76-3803

電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担が増えていることを踏まえ、住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり3万円を給付することとなりました。

【対象世帯】

- ① 令和5年度住民税非課税世帯の世帯主
- ② 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯の世帯主
均等割のみ課税世帯とは・・・住民税がそれぞれ5,500円のみ課税されている世帯

【申請方法】

- 申請期間 7月中旬より順次支給対象となる世帯へ、支給確認書を簡易書留にて郵送します。期日（令和5年10月31日（火））までに返信してください。※期日までに確認書の確認ができなかった場合は、支給の対象となりませんのでご注意ください。
- 支給金額 1世帯3万円
- 基準日 令和5年6月1日（九重町に住民票のある方）
- 支給方法 確認書に記載のある口座への振込みを基本とします
※記載されている口座は、令和2年度特別定額給付金又は令和3年度、令和4年度非課税世帯臨時特別給付金の受取口座です。支給確認書に口座記載のない方、口座の変更等があった方は通帳と本人確認書類の写しを添付して返送してください。
※確認書の内容に変更がない場合は電子申請が可能です。（詳しくは確認書をご覧ください。）

★申告をされていない世帯は、令和5年度分の申告をお願いします。申告後①に該当すれば給付対象となります。

★DV等で避難されている方で、①に該当する方はご相談ください。

給付金を装った詐欺にご注意ください！

九重町や大分県、国等がATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることは絶対ありません。

ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対に出来ません。

自宅等に九重町や大分県、国等の職員を語る不審な電話や郵便があった場合は、九重町役場健康福祉課（☎0973-76-3821）や警察署にご連絡ください。



介護保険制度におけるサービスについて

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

介護保険負担限度額の認定について

介護保険施設への入所やショートステイを利用した時の居住費・食費は自己負担になります。ただし、下記の条件をすべて満たす方は、負担限度額認定申請により居住費・食費の費用負担が軽減されます。申請により、交付された「介護保険負担限度額認定証」は利用する施設へ提示してください。

- 条 件**
- ・本人及びその配偶者（内縁関係も含む）が市町村民税非課税であること
 - ・本人と同一世帯である方が、市町村民税非課税であること
 - ・預貯金等合計額が基準額以下であること

※有効期間は、申請月の1日から7月末までとなっています。8月1日以降もサービスを利用する方の更新手続きにつきましては7月3日より受け付けます。

高額介護（予防）サービス費について

介護サービスの1か月ごとの利用者負担の合計が一定の上限を超える時は、申請により「高額介護（予防）サービス費」としてその超えた額が支給されます。

※福祉用具購入費、住宅改修費、入所施設での食費・居住費・日常生活費等の利用料は対象外です。



シリーズ 『障がい福祉』 90

障がい者スポーツ大会が開催されました

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

4月2日から5月27日にかけて、第18回大分県障がい者スポーツ大会が開催されました。

今年は、5月20日（土）開催の陸上競技及びフライングディスク競技に計12名が出場しました。

両競技とも、金・銀・銅メダルを受賞した方もおり、来年は全国大会を目標にしたいという決意も聞かれました。

大分県障がい者スポーツ大会は、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを取得（療育手帳については準ずるものも可）していれば参加が可能で、6歳から出場することが出来ます。毎年広報このえ3月号にて募集を行っていますので、是非、出場しませんか。



暑い夏、熱中症に注意 !!

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

熱中症は、気温が高いことなどで、身体の中の水分や塩分のバランスが崩れたり、体の調整機能が正常に働かなくなることによって引き起こされます。気温がそれほど高くない日でも、湿度が高い日・日差しが強い日・風が弱い日、体が暑さに慣れていない時は注意が必要です。重症化すると死に至る可能性もありますが、正しい知識と適切な行動で防ぐことができます。

こんな人は特に注意

- 高齢者や子ども
- 肥満の人
- 体調不良の人
- 運動不足の人
- 脱水状態の人
(下痢や二日酔いの後)

【自分で気づくサイン】

汗が拭いても拭いても出てくる、めまい、筋肉のこむら返り、手や口のしびれ、脈が速い、体がだるい、頭痛、吐き気



【ほかの人が気づくサイン】

顔が赤い(顔色が悪い)、意識がない、言動がおかしい
暑そう、けいれんしている、嘔吐している、まっすぐ歩けない



【日頃からできる対策】

- (1) のどが渇いていなくてもこまめに水分をとみましょう
- (2) 涼しい服装や日傘・帽子を活用し、暑さを避けましょう
- (3) 室内は温度28℃、湿度70%を超えないように調整しましょう
- (4) バランスの良い食事やしっかりとした睡眠をとり、暑さに負けない体をつくりましょう
- (5) 家族やご近所同士で「水分とってる?」など声をかけ合いましょう



予防接種のお知らせ

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

■風しん抗体検査及び風しん予防接種のご案内■

これまで公的に風しんの予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性は、無料で風しんの抗体検査及び予防接種が受けられます。

対象者の方には、お届けしたクーポン券を利用して、まず抗体検査を受けていただき、抗体検査の結果、十分な抗体がない方は、定期予防接種の対象となります。実施医療機関または職場の健康診断の機会に合わせてご利用ください。

※今年度は、昭和41年4月2日から昭和47年4月1日生まれの方に再度クーポン券を送付しています。今までに送付したクーポン券の有効期限が2022年2月、2023年2月と表示されていても2024年2月まで使用できます。クーポン券を紛失されたかたは保健福祉センターまでご連絡ください。

《はしか(麻しんウイルス感染症)にご注意ください!》

令和5年4月から国内ではしかを発症された方の報告が増え始めています。はしかは、麻しんウイルスに感染することによって発症し、重症化する恐れがある感染症です。その感染力は強く、麻しんの免疫がない集団に1人の発症者がいたとすると、12~14人の人が感染すると言われていています(インフルエンザでは1~2人)。麻しんウイルス含有ワクチン接種が唯一の感染予防手段となります。予防接種法に基づく定期の予防接種の対象者で、未接種の方は早めの接種を検討してください。

症状について

感染すると約10日後に発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状が現れます。2~3日熱が続いた後、39℃以上の高熱と発疹が出現します。肺炎・中耳炎を合併しやすく、患者1,000人に1人の割合で脳炎が発症すると言われていています。